

新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業協力金Q&A（群馬県ワクチン接種推進課 R4.11.1更新）

Q1.①～③について、接種回数には、医療従事者接種に対する接種や嘱託医・産業医等として行う巡回接種も含めてよいか。	A1.構いません（被接種者の区分等による特段の差異は設けていません）
Q2.①～③について、予約数では回数条件をクリアしていたが、予約キャンセル等により実際の接種回数が条件を下回った場合、対象となるか。	A2.実際に接種した回数が条件をクリアする場合のみ、協力金の <u>支給対象回数としてカウント</u> できます。
Q3.①～③について、接種回数には、「予診のみ」の場合は含まれるか。	A3.予診のみとなった場合は接種を行っていないため、接種回数には含まれません。
Q4.①～③について、市町村や県が設ける集団接種会場において接種する場合は支給の対象となるか。	A4.接種回数としてカウントできるのは、 <u>個別接種のみ</u> です。ただし、 <u>時間外等での集団接種への派遣を、第9期からの追加要件である「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」とみなすことは可能です。</u>
Q5.①～③について、介護医療院や老健施設がサテライト型接種施設となっている場合、支給の対象となるか	A5.診療所又は病院として開設された施設が個別接種を行った場合に対象となります。
Q6.①・③について、4週間というのは連続している必要があるのか。	A6.連続している必要はありません。
Q7.①について、週100回/150回以上というのは、期間中の週平均でもよいのか、それとも週100回/150回以上の週のみが対象となるのか。	A7.週100回/150回以上の接種を行った週のみが対象となります。下回る週は①のメニューの <u>支給対象とはなりません。</u>
Q8.①について、週150回を4週間、さらに翌週から週100回を4週間行うケースのように同一週を重複しない場合は、それぞれの接種回数当たりの金額を上乗せできるのか。	A8.お見込みのとおり、お示しのケースはいずれも要件を満たします。
Q9.①について、週120回の接種を行った場合、2,000/回というのは、120*2,000円か、20*2,000円か。週160回の接種を行った場合、3,000円/回というのは、16*3,000円か、50*2,000円+10*3,000円か。	A9.ご指摘のケースであれば、それぞれ120×2,000円、160×3,000円となります。
Q10.③について、特別な接種体制とはどのような場合をいうのか。	A10.通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合をいいます。病院自体の増員を図っていなくても、接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象となります。 また、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問いません。
Q11.③について、医師、看護師等の「等」には事務職員も含まれるか。	A11.事務職員も含まれます。（注「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」については、事務職員を含みません）
Q12.③について、1時間当たりと記載があるが、準備や後始末の時間も含まれると考えてよいか。	A12.ワクチン接種のための準備に専念している時間内で、準備・後始末を行った者の実働時間については対象となります。
Q13.③について、1時間当たりの考え方は、休憩時間を除いた労働時間か。それとも休憩時間も含めた拘束時間か。	A13.休憩時間は含めません。

新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業協力金Q&A（群馬県ワクチン接種推進課 R4.11.1更新）

Q14.③について、特別な接種体制に携わる医療従事者の穴埋めのための人員も対象となるか。	A14.③は、接種業務に携わる人員を対象としており、接種業務により生じる通常業務の穴埋め人員は対象外です。
Q15.③について、駐車場の誘導員等を派遣会社から雇用した場合も対象となるか。	A15.当該病院でコロナワクチン接種を行ったために、駐車場が混雑して誘導員がいなければ支障が生じるような場合において、特別な体制を組み、コロナワクチンの接種を行うに当たって、必要な人員として配置したのであれば、コロナワクチン接種業務に従事している時間帯で対象となります。
Q16.①について、週150回が4週、週100回が2週あった場合に、週150回以上が4週、週100回以上が6週と考え、 $3,000円 \times 150回 \times 4週 + 2,000円 \times 100回 \times 6週$ で請求してもよいか。	A16.同一の週を、週100回以上及び週150回以上として重複してカウントすることはできません。お問い合わせのケースでは、 $3,000円 \times 150回 \times 4週$ で請求するか、 $2,000円 \times 100回 \times 6週$ で請求してください。
Q17.時間外・休日に接種をした場合の接種費用の加算分の請求と、今回の協力金の請求を重複して行ってもよいか。（例：病院が、休日に、特別な接種体制を組んで1日50回接種した場合に、休日加算 $2,130円 \times 50回$ の請求と、支援策③の請求を同時に行ってもよいか。）	A17.可能です。休日加算分は市町村に請求してください。
Q18.③の「医師の延べ時間」及び「看護師等の延べ時間」について、医師の時間が2.5時間だった場合に、入力する数値は切り上げて「3」、切り捨てて「2」、あるいは「2.5」のいずれか。もし「2.5」で入力すると、1時間未満の端数が生じるが、その取扱いはどうなるか。	A18.「医師の延べ時間」及び「看護師等の延べ時間」については、日曜から土曜を足し上げた週計の段階で1時間未満（分）について切り捨てることとしています。日ごとの時間数を小数点以下までエクセルに入力していただくと、週計が自動計算されます。手書きの場合も同様に計算してください。

この他の御不明点は、「令和4年度緊急包括支援事業（医療分）国Q&A（第4版）【抜粋】」を御確認ください。